土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十八条」を「第三十二条」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同条を第十条とする。

第七条の次に次の二条を加える。

（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況）

第八条　法第二十六条第一項の政令で定める状況は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める状況とする。

一　土石流　次のイ又はロに掲げる状況

イ　次の(1)及び(2)に該当する状況

(1)　河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、かつ、その増加により越流が開始することが予想される地点(2)及び第三号において「越流開始地点」という。）において堆積した土石等の高さがおおむね二十メートル以上であること。

(2)　河道閉塞による湛水が発生した河川のうち越流開始地点より下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

ロ　次の(1)及び(2)に該当する状況

(1)　噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰その他これらに類するものが、山間部における河川のうちその勾配が十度以上である部分の最も下流の地点より上流の部分の流域のおおむね五割以上の面積を占める区域の土地において、一センチメートル以上の高さで堆積していると推計されること。

(2)　山間部における河川のうちその勾配が十度以上である部分の最も下流の地点より下流の部分に隣接する土地の区域（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上であること。

二　地滑り　地滑りにより、地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、かつ、当該地滑りに係る第二条第三号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である状況

三　河道閉塞による湛水　第一号イ(1)に該当し、かつ、河道閉塞による湛水が発生した河川の越流開始地点より上流の部分の流域のうち越流開始地点の標高以下の標高の土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね十以上である状況

（緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象）

第九条　法第二十七条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

（建築基準法施行令の一部改正）

2　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条の三中「自然現象（」の下に「河道閉塞による湛水を除く。」を加える。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○厚生労働省令第十一号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項、第五条第四項及び第五十条の三並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

（水質基準に関する省令の一部改正）

第一条　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

表十八の項下欄中「〇・〇三㎎／ℓ」を「〇・〇一㎎／ℓ」に改める。

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正）

第二条　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一トリクロロエチレンの項中欄中「〇・〇三㎎／ℓ」を「〇・〇〇一㎎／ℓ」に改め、同項下欄中「〇・〇三㎎／ℓ」を「〇・〇一㎎／ℓ」に改める。

（水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正）

第三条　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一トリクロロエチレンの項下欄中「〇・〇三㎎／ℓ」を「〇・〇〇一㎎／ℓ」に改める。

別表第二トリクロロエチレンの項下欄中「〇・〇三㎎／ℓ」を「〇・〇〇一㎎／ℓ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

第三条　この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であって、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

告　示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月二十八日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネット広島	広島市中区上八丁堀7番1号ハイオス広島312号	広島市中区上八丁堀7番1号ハイオス広島312号	平成二十三年一月二十八日